

## 大分県内の中小企業・小規模事業者の支援に関する協定書

経済産業省九州経済産業局（以下「甲」という。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構九州本部（以下「乙」という。）及び大分県（以下「丙」という。）は、次のとおり大分県内の中小企業・小規模事業者（以下「県内中小企業者等」という。）の支援に関する協定を締結する。

### （本協定の目的）

第一条 本協定は、エネルギー・原材料価格の高騰や人口減少・少子高齢化による人手不足等、県内中小企業者等を取り巻く経営環境が一層厳しくなる中、県内中小企業者等の経営力向上や人材確保・育成等に係る各種支援策について、甲、乙及び丙が相互に協力し、ノウハウ及び課題を共有しながら、総合的、効果的かつ一体的に推進、強化し、もって、県内中小企業者等の成長・発展を図ることを目的とする。

### （連携及び協力事項）

第二条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、相互に協力して、次に掲げる事項に取り組む。

- （1）アドバイザーの配置等によるスタートアップ及び第二創業（アトツギ）支援
- （2）経済社会の変化に対応するためのハンズオン等による事業再構築支援
- （3）防災・減災の事前対策を強化するための事業継続力強化計画及びBCPの策定支援
- （4）DX及びカーボンニュートラル等の取組支援
- （5）県内中小企業者等の人材確保・育成等支援
- （6）県内中小企業者等に伴走支援する商工団体経営指導員の人材育成
- （7）情報の共有と発信、セミナー・イベント等への講師派遣、会議への参加等、前条の目的を達成するために必要な事項

### （協定内容の変更）

第三条 甲、乙及び丙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

### （秘密保持）

第四条 本協定に基づく取組において、甲、乙及び丙が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合はこの限りではない。

### （有効期間）

第五条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲、乙及び丙いずれからも申し出がないときには、更に1年間有効期限を延長するものとし、以降も同様とする。

### （その他）

第六条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定める。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、本協定を有効とする。

### 付則

本協定は、締結する日から実施する。

本協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年8月24日